# 交通機関等の割引及び助成

※詳細は、JR、各バス会社へお問い合わせください。

## (1) JR運賃の割引

JR乗車券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示して購入してください。

対象	乗車券種類	利用形態	距離制限	割引対象	割引率	
第1種身体障がい者または療育手帳A所持者	普通乗車券	単独で利用する場合	片道100kmを超える場合	本人		
		介護者とともに利用 する場合	制限なし	本人、介護者		
	定期乗車券	介護者とともに利用 する場合	制限なし	本人、介護者 (小児定期乗車券は割引され ません。介護者は通勤定期 乗車券に限ります。)		
	回数乗車券	介護者とともに利用	制限なし	本人、介護者	50%	
	普通急行券	する場合				
第2種身体障がい者または療育手帳B所持者	普通乗車券	単独で利用する場合	片道100kmを超える場合	本人		
	定期乗車券	12歳未満の本人が 介護者とともに利用 する場合	制限なし	介護者 (小児定期乗車券は割引され ません。介護者は通勤定期 乗車券に限ります。)		

(注) 割引となる介護者は障がい者1人につき1人に限ります。

(新潟駅から)

上越線	小出駅96.7km 浦佐駅105km
羽越本線	あつみ温泉駅111.1km
信越本線	柏崎駅100km 鯨波駅103.7km
磐 越 西 線	喜多方駅109.6km





JR ホームページ

新潟交通 ホームページ

## (2) バス料金の割引

新潟市内のバス運賃が割引されます(ただし、高速バス等も割引になる場合があります)。 乗降車の際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真付)を提示してください。

			******	•
	割引率			
区分	新潟交通路線バス		新潟市区バス	
	普通乗車券	定期券	普通乗車券	定期券(注)
身体障がい者手帳第1種、第2種 の1~3級、または療育手帳A	本人50% 介護者50%	本人30%(注1) 介護者30%		本人30%(注4) 介護者30%
精神障がい者保健福祉手帳 1~3級	本人50%	本人30% (注1)	本人50%(注4) 介護者(注5)	
身体障がい者手帳第2種の 4~6級、または療育手帳B	本人50% (注2)	本人30% (注3)		

注 : 定期券は西区バス及び西蒲区バスのみの取扱いです。(令和6年6月時点)

定期券の取扱いについては変更となる場合がありますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注1:小児定期乗車券は割引されません。

注2:本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者も割引されます。

注3:小児定期乗車券は割引されません。本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者は30%割引されます。

注4:小児定期乗車券の割引については、路線によって異なりますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注5:介護者の割引内容については、路線によって異なりますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注6:住民バスについては、路線によって割引内容が異なりますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注7:新潟交通が発行している「おでかけ65/70定期券」は割引対象外です。

注8: 小児のバス運賃は、大人運賃の半額からさらに50%割引となります。

注9:西区バス(中野小屋ルート)は、路線バスを延伸して運行しているため、路線バスと同じ割引率となります。

# (3) 有料道路通行料金の割引制度

あらかじめ登録手続きを行っていただくことにより、料金の割引を受けることができます。

	事前申請において自動車を登録する場合			
	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合		
割引対象者 (手帳所持者)	身体障がい者(第1種・第2種)	重度の身体障がい者(第1種) 重度の知的障がい者(療育手帳A)		
割引の対象となる自動車	本人または本人の親族等の所有する乗用自動車、貨物自動車等 ※乗車定員や最大積載量等一定の要件があります。	自動車、貨物自動車等		
割引率	約50%			
	・現金等でお支払いされる場合又は事前登録されていない自動車(知人の車 やレンタカー等)で利用する場合は、料金所の係員へ身体障がい者手帳又 は療育手帳をご提示ください。			
利用方法	【注】身体障がい者手帳又は療育手帳に代えてミライロIDを提示する場合 ミライロID(9ページ参照)の提示により、身体障がい者手帳又は療育手帳の 提示に代えることができますが、必ず手帳も携行してください(ミライロID での確認が難しい場合には、手帳の内容を確認させていただきます)。 なお、ミライロIDの利用には、あらかじめミライロIDへの有料道路割引適用に 必要な情報の登録及びマイナポータルとの連携が必要です。			
	・ETC利用登録をされた場合、事前に本割引のために登録されたETCカードを、登録されたETC車載器(手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップをされたもの)に挿入してETCレーンを無線通行してください。			
注意事項	・事前登録できる車両は1人1台のみで、営業用自動車を除きます。 ・手帳に車両番号及び割引有効期限等を記載します。割引有効期限満了の前に更新申請が必要です(割引有効期限満了の2か月前から申請できます)。 ・ETCレーンをご利用いただけない場合や通信エラーによりバーが開かない場合等には料金所係員にETCカードを渡してのお支払いとなります。事前に本割引のために登録されたETCカードでのお支払いでも、係員に手帳をご提示いただく必要がありますので必ず携行してください。			

## •申請方法(窓口)

- ・身体障がい者手帳、療育手帳
- ・自動車検査証 (バイクの場合250cc以下は納税通知書)
- ・運転免許証 (本人運転のみ)

[ETC利用登録を行う場合は以下も必要]

- ・障がい者本人名義のETCカード(18歳未満は親権者名義でも可能)
- ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係



## オンライン申請

※自家用車を事前登録のうえETC利用申請をされる方のみオンライン申請が可能です。



	±	7 A FL + 2 MA L + 1 L A		
	事前申請において自動車を登録しない場合			
	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合		
割引対象者 (手帳所持者)	身体障がい者(第1種・第2種)	重度の身体障がい者(第1種) 重度の知的障がい者(療育手帳A)		
割引の対象となる自動車	乗用自動車、貨物自動車等、 レンタカー、借用自動車 ※乗車定員や最大積載量等一定 の要件があります。	乗用自動車、貨物自動車等、レンタカー、借用自動車、介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両 ※本人の移動のために介護者が運転する場合 ※乗車定員や最大積載量等一定の要件があります。		
割引率	約50%			
	・料金所の係員に身体障がい者手帳又は療育手帳をご提示ください(タクシーや福祉有 償運送車両にご乗車の際も、料金所係員へ、身体障がい者手帳又は療育手帳をご提示 ください)。			
利用方法   	【注】身体障がい者手帳又は療育手帳に代えてミライロIDを提示する場合 21ページの「【注】身体障がい者手帳又は療育手帳に代えてミライロIDを提示 する場合」をご覧ください。			
注意事項	・手帳に「自動車登録なし」及び割引有効期限等を記載します。割引有効期限満了の前に更新申請が必要です(割引有効期限満了の2か月前から申請できます)。 ・手帳の記載事項等の要件を満たしていない場合又は記載事項等を確認させていただけなかった場合は、本割引が適用されません。 ・ETC専用レーンやスマートインターチェンジではご利用いただけません。 ・車載器からETCカードを抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ずお申し出ください。			

#### •申請方法 (窓口)

- ・身体障がい者手帳、療育手帳
- ・運転免許証 (本人運転のみ)



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係

# (4) 航空料金の割引

各航空会社によって、割引額は異なりますのでご確認ください。

航空券販売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示し、 購入してください。

- ※ただし12歳未満の方は割引の対象になりません。
- ※航空会社によっては、本人と介護者ともに割引となる場合があります。

## (5) 船運賃の割引

各汽船会社によって、割引対象、割引額は異なりますので ご確認ください。

乗船券販売窓口に身体障がい者手帳、療育手帳または精神 障がい者保健福祉手帳を提示し、購入してください。 汽船会社によっては、本人と介護者ともに割引となる場合 があります。



佐渡汽船 ホームページ



新日本海フェリー

# (6) タクシー運賃の 1割引

タクシーに乗車の際、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示した場合、運賃が1割引となる場合があります。

詳しくは、タクシー乗務員にお尋ねください。

# (7) 通所交通費助成

障がい者通所施設等へ通所している障がい者に対して交通費の一部を助成します。詳しくは施設または障がい福祉課就労支援係(電話:025-226-1249)へお問い合わせください。

## (8) 福祉タクシー利用助成

重度の障がい者が、社会活動等に参加するためのタクシー料金の一部を助成します。なお、133ページ~137ページの契約事業者一覧の業者で利用可能です。

	福祉タクシー利用助成券		
対象者	・身体障がい者手帳 1、2級 ・身体障がい者手帳 3級 (個別等級)の一部 (下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい) ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳 1級		
助 成 額 助成内容	・福祉タクシー利用助成券(500円)を年間(毎年4月〜当該年度の3月31日)52枚交付 ・1回の乗車料金(障がい者手帳提示による割引がある場合は割引後の料金)が 500円以上1,000円未満⇒助成券1枚(500円) 1,000円以上1,500円未満⇒助成券2枚(1,000円) 1,500円以上⇒助成券3枚(1,500円)まで利用できます。 ※10月〜翌年3月までの交付申請の場合は26枚		
注意事項	・タクシーの助成対象期間は、申請日から当該年度の3月31日までです。 ・心身障がい者自動車燃料費助成を受けている場合、この制度を受給できません。 ・助成を受けるには、 <b>毎年度申請が必要</b> です。		

#### ●申請方法

・身体障がい者手帳、療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係 (身体障がい者手帳,療育手帳所持者に限る) 各地域保健福祉センター (精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る)

# (9) リフト付タクシー利用券助成

身体障がい者で車いす等使用者が、社会活動等に参加するため、福祉タクシーのうち、 大型(中型含む)リフト付タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

なお、138ページ~142ページの契約業者が所有する大型(中型含む)自動車に乗車したときに利用できます。

	リフト付タクシー利用券
対 象 者	・身体障がい者手帳所持者で車いす等使用者
助成額	・リフト付タクシー料金(大型等料金)と小型(普通)料金との差額
利用できる枚数	・1回の乗車につき1枚利用可能です。
注意事項	・心身障がい者自動車燃料費助成と併給できます。 ・福祉タクシー利用助成券及び人工透析通院費タクシー助成券の併用が可能です。

#### ●申請方法

・身体障がい者手帳



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係

# (10) 心身障がい者自動車燃料費助成

重度の障がい者が、社会活動等に参加するための自動車燃料費(バイクを含む)の一部を 助成します。

対 象 者	・身体障がい者手帳 1、2級 ・身体障がい者手帳 3級(個別等級)の一部(下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい) ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳 1級 ※上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がい者の 移動のために使用する場合も対象となります。
助成額	年間上限 10,000円まで(ただし、10月以降に受給資格を取得した場合は5,000円まで)
注意事項	・次の場合は、この制度を受給できません。  ○当該年度の福祉タクシー利用助成券をすでに使用しているとき  ○使用する自動車が対象外となったとき ・助成対象期間は、受給資格を取得した日(4月1日以前に受給資格を取得している場合は4月1日)から当該年度の3月31日までです。 ・助成金請求の手続きが、当該年度の3月31日までにない場合は、助成できませんのでご注意ください。

#### ●手続き方法

助成対象となる領収書等がたまったら必要書類をお持ちになり、窓口に手続きにお越しください。

窓口にて申請兼請求書を記入していただきます。

手続きは、4月1日~当該年度の3月31日までとなっております。それ以降は受付ができませんのでご注意ください。

- 申請・請求手続きの際の必要書類
  - ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福 祉手帳
  - ・自動車検査証
    - ※名義は、障がい者本人または障がい者の同一生 計の家族となっている必要があります。
    - ※バイクの場合250cc以下は納税通知書
  - ・助成対象となる領収書等
    - ※領収書等とは、給油に要した領収書、レシート、 クレジットカード利用控、利用明細等で、 受給資格がある期間内のもの
  - ・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの (対象者が障がい児もしくは知的障がい者の場合、保護者名義も可)



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係 (身体障がい者手帳、療育手帳所持者に限る) 各地域保健福祉センター (精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る)

# (11) 人工透析通院交通費助成

じん臓機能障がいの手帳所持者が、人工透析療法を受けるために通院する交通費の一部を助成します。

対 象 者	次の要件を全て満たす方。ただし、生活保護等の受給者は除く。 ①じん臓機能障がいの身体障がい者手帳所持者 ②自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証の所持者 ※人工透析療法を受けていて自立支援医療未受給の方はご相談ください。 ③人工透析を受けるために、医療機関へ通院している方			
	下記のいずれかを選択			
	タクシー	バス	自家用車(燃料費)	
助 成 額 助成内容	・通院費タクシー助成券(500円)を 年間(毎年4月〜翌年3月末)40枚交付 ※10月〜翌年3月までの交付申請の場合は20枚 ・1回の乗車料金(障がい者手帳提示による割 引がある場合は割引後の料金)が 500円以上1,000円未満⇒助成券1枚(500円) 1,000円以上1,500円未満⇒助成券2枚(1,000円) 1,500円以上⇒助成券3枚(1,500円)まで 利用できます。 ※支払額が500円を下回る場合は使用できません。	(ただし、	上限20,000円まで 10月以降に受給資 引した場合は10,000	
注意事項	・タクシーの助成対象期間は、申請日から当該年度の3月31日までです。 ・バス、自家用車の助成対象期間は、受給資格を取得した日(4月1日以前に 受給資格を取得している場合は4月1日)から当該年度の3月31日までです。 ・自家用車の場合、上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する 自動車を障がい者の移動のために利用する場合も対象となります。			

#### ア 申請方法(タクシー)

- ・身体障がい者手帳
- ・自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係

#### イ 手続方法 (バス、燃料費)

助成対象となる領収書等がたまったら必要書類をお持ちになり、窓口に手続きにお越しください。

窓口にて申請兼請求書を記入していただきます。

手続きは、4月1日〜当該年度の3月31日までです。それ以降は受付ができませんのでご注意ください。

- ・身体障がい者手帳
- 自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証
- · 自動車検査証
  - ※名義は、障がい者本人または障がい者の同一生 計の家族となっている必要があります。
  - ※バイクの場合250cc以下は納税通知書
- ・助成対象となる領収書等
  - ※燃料費の場合は、給油に要した領収書、レシート、 クレジットカード利用控、利用明細等 バスの場合は、ICカード乗車券「りゅーと」に 入金した領収書

いずれも受給資格のある期間内のもの

・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの (対象者が18歳未満の場合は、保護者名義も可)



各区役所 健康福祉課障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係